

各国法令・審査基準との比較
 ～食品の用途発明について～

各国審査基準との比較	
物の発明	2 頁～
方法の発明	4 頁～
スイスタイプクレーム	6 頁～

	日本	米国	欧州	中国	韓国
物の発明	<p>審査基準</p> <p>第 III 部第 2 章第 4 節 特定の表現を有する請求項等についての取扱い</p> <p>3.1.2 用途限定が付された物の発明を用途発明と解すべき場合の考え方</p> <p>(2) 請求項中に用途限定があるものの、請求項に係る発明が用途発明といえない場合</p> <p>未知の属性を発見したとしても、その技術分野の出願時の技術常識を考慮し、その物の用途として新たな用途を提供したといえない場合は、請求項に係る発明は、用途発明に該当しない。審査官は、その用途限定が請求項に係る発明を特定するための意味を有しないものとして、請求項に係る発明を認定する。</p> <p>なお、食品分野の技術常識</p>	<p>MPEP</p> <p>2112 潜在的特性に基づく拒絶の要件；立証責任</p> <p>「先行技術の組成物の、従前には認められていない特性や、又は従来技術の機能に関する科学的説明を発見しても、発見者が古い組成物は新規であるとして特許を受けられるようにはならない。」</p> <p>従って、先行技術に潜在的に存在する新規使用、新規機能又は未知の特性についてクレームすることは必ずしも当該クレームを特許性のあるものとするわけではない。</p>	<p>欧州特許の付与に関する条約</p> <p>第 53 条 特許性の例外</p> <p>欧州特許は、次のものについては、付与されない。</p> <p>…</p> <p>(c) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法</p> <p>この規定は、これらの方法の何れかで使用するための生産物、特に物質又は組成物には適用しない。</p> <p>第 54 条 新規性</p> <p>…</p> <p>(2) 欧州特許出願の出願日前に、書面若しくは口頭、使用又はその他のあらゆる方法によって公衆に利用可能になったすべてのものは技術水準を構成する。</p> <p>(3) また、その出願の出願日</p>	<p>審査指南</p> <p>第 2 部第 3 章 新規性</p> <p>3.2.5 性能、パラメータ、用途又は製造方法などの特徴を含む製品の請求項</p> <p>(2) 用途特徴を含む製品の請求項</p> <p>この類の請求項について、請求項における用途特徴は保護を請求する製品にある特定の構造及び/又は組成を備えていることが暗に含まれているかを考慮しなければならない。もし、当該用途は製品そのものの固有の特性によって決まるものであり、用途特徴にも製品の構造及び/又は組成上の変化が暗に含まれていないならば、当該用途特徴に限定された製品請求項は対比文献の製品に比べては新規性を具備しない。</p>	<p>審査指針</p> <p>第 9 部 技術分野別審査基準</p> <p>第 3 章 食品関連発明</p> <p>2.2 特許請求の範囲の記載要件</p> <p>①請求の範囲に記載された発明の対象が健康機能食品の場合、その健康機能食品を限定する用途は、構成要件と認められる。</p>

	日本	米国	欧州	中国	韓国
	<p>を考慮すると、食品として利用されるものについては、公知の食品の新たな属性を発見したとしても、通常、公知の食品と区別できるような新たな用途を提供することはない。(例 2)</p>		<p>が(2)にいう日の前であり、かつ、その日以後に公開された欧州特許出願の出願時の内容も技術水準を構成するものとみなされる。</p> <p>(4) (2)及び(3)は、第 53 条(c)にいう方法において使用される物質又は組成物であって技術水準に含まれるものの特許性を排除するものではない。ただし、その方法におけるその使用が技術水準に含まれない場合に限る。</p> <p>(5) (2)及び(3)はまた、第 53 条(c)にいう方法において特に使用するための(4)にいう物質又は組成物の特許性も排除するものではない。ただし、その使用が技術水準に含まれない場合に限る。</p> <p>審査便覧 第 VI 章 新規性</p>		

	日本	米国	欧州	中国	韓国
			<p>7.1 公知の医薬製品の第二又は更なる医薬用途</p> <p>物質又は組成物が「第一医薬用途」で使用されていることが既に公知である場合、前記用途が新規かつ進歩性があるという条件で、53条(c)に従う方法における第二又は更なる用途について54条(5)に基づきなお特許性があり得る。このため、54条(4)及び(5)は、製品クレームは(絶対的に)新規な製品にのみ取得され得るという一般原則からの例外を規定している。</p>		
方法の発明	<p>審査基準</p> <p>第III部第1章 発明該当性及び産業上の利用可能性</p> <p>3.1 産業上の利用可能性の要件を満たさない発明の類型</p> <p>以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する発明は、産業上の利用可能性の要件を満</p>	<p>米国特許法</p> <p>第100条 定義</p> <p>(b) 「方法」とは、方法、技法又は手法をいい、既知の方法、機械、製造物、組成物又は材料の新規用途を含む。</p> <p>MPEP</p>	<p>欧州特許の付与に関する条約</p> <p>第53条 特許性の例外</p> <p>欧州特許は、次のものについては、付与されない。</p> <p>…</p> <p>(c) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法</p>	<p>専利法</p> <p>第25条</p> <p>以下に掲げる各号には特許権を付与しない。</p> <p>…</p> <p>(3) 疾病の診断及び治療方法</p>	<p>審査指針</p> <p>第3部第1章</p> <p>5. 産業上利用することができない発明</p> <p>「産業上利用することができない発明」に該当しないものの代表的な類型は、次のとおりである。</p>

	日本	米国	欧州	中国	韓国
	<p>たさない。</p> <p>(i) 人間を手術、治療又は診断する方法の発明</p> <p>(ii) 業として利用できない発明</p> <p>(iii) 實際上、明らかに実施できない発明</p>	<p>2112 潜在的特性に基づく拒絶の要件；立証責任</p> <p>2112.02 方法クレーム</p> <p>使用方法のクレーム</p> <p>古い構造及び組成物の新規かつ自明でない使用は特許性を有することがある。</p> <p>古い構造の未知の特性の上に築き上げられた当該構造の新たな利用法の発見は、使用方法としてその発見に特許性がある場合がある。</p>			<p>請求項に記載された発明がこの要件を充足させていないとして拒絶理由を通知するときには、可能な限り具体的理由をあげて詳細に指摘する。</p> <p>5.1 医療行為</p> <p>(1) 産業上利用することができる発明に該当しない類型</p> <p>①人間を手術したり、治療したり、又は診断する方法の発明、すなわち医療行為については、産業上利用することができる発明に該当しないものとする。</p> <p>医師(漢方医師を含む)又は医師の指示を受けた者の行為でなくても、医療機器(例：メス等)を利用して人間を手術したり、医薬品を使用して人間を治療する方法は、医療行為に該当するものとみる。</p>

	日本	米国	欧州	中国	韓国
スイスタイクレーム				<p>審査指南 第2部第10章 化学分野の発明専利出願の審査に関する若干の規定 4.5.2 物質の医薬用途の請求項</p> <p>物質の医薬用途発明は、薬品の請求項、又は例えば「製薬上の応用」、「ある疾病の治療薬の製造における応用」など製薬方法カテゴリーに属するような用途請求項を以って専利を出願する場合には、専利法 25 条 1 項 (3) 号に規定した状況に該当しない。</p>	

(仮訳の出典について)

米国、欧州、中国、韓国：特許庁ホームページを元に作成